

## 明治日本はなぜ民法で夫婦同姓を規定したのか？西洋化、脱中国化と国民国家の構築

○施 君菲、(京都大学)

現行日本民法第 750 条では、婚姻の効力として「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と夫婦同姓を規定した。条文上、女性が夫の姓を名乗ることは明示されていないが、結婚後に姓を変えるのは往々にして女性である。日本男女共同参画局によれば、2021 年時点で女性が姓を変えた婚姻件数の割合は、全体の 95%に達している(男女共同参画局 2023 年)。

こうしたジェンダー不平等を前にして、日本で採用されている夫婦同姓制度は国際社会にも問題視されてきた。例えば、国連女性差別委員会は 4 度にもわたって日本に是正勧告を提出した(鈴木 2022)。なお、日経ウーマンは 2016 年 3 月 26 日の記事で、女性の地位向上を目指す国連機関「UN ウィメン」の事務局長プムジレ・ムランボヌカに国際社会の見方を聞いた際、事務局長は「世界で多くの女性が夫の姓を選んでいることは事実だ。だがそれを強いることは別問題だ。基本的に女性には選択肢がなければならぬと考えている」と日本の夫婦同姓制度を批判した。同時に、日本国内でも反対派は少なくない。日本国立社会保障・人口問題研究所(2020)によれば、2019 年時点で、夫婦同姓に反対という回答が 50.5%、夫婦同姓に賛成が 49.5%と、世論に対立的な姿勢が生まれた。他方、日本政府は議論を拒むことはないものの、法改正を積極的に進めているとは言い難い。1996 年に選択的夫婦別姓制度に関する民法改正要綱で原案がすでにまとめられた。しかし、国民の意見が合意に至ってなく、加えて、反対派の巻き返し(棚村 2021)もあったため、2023 年現在、選択的夫婦別姓制度はまだ法的に認められておらず、さらには、法改正せず、日常生活で旧姓の使用が認められる可能性すらある。

上記のような社会的文脈のもと、注目する対象や研究の時代は異なるが、現代日本社会における強制的夫婦同姓という社会問題から出発し、歴史学者、歴史人口学者、社会学者と法学者は、「夫婦の姓」について研究を行ってきた。しかし、指摘しなければならないのは、「夫婦同姓」が法律レベルで初めて正式に規定されたのは 1898 年の明治民法にあるという事実である。ただ、なぜ明治民法は夫婦同姓を規定したのかについては、十分な検討がなされたとは言いがたい。

明治時代は日本の近代化の起点として、「夫婦同姓」を研究する上で見逃せない時期である。黒船来航後、開国を余儀なくされた日本は、明治維新の改革によって日本の近代化を推し進めた。後で成立した明治新政府の最初の外交目的は、西洋と締結した不平等条約の改正にあったため、日本の文明開化を示せる民法は、重要な交渉手段の一つとなった。言い換えれば、条約改正という外交目的は、日本の国内改革に影響を与える力を持っていた(Pyle=五十嵐訳 2013)。こうした時代背景のもと、明治民法や明治民法により確立された同姓夫婦制度を検討する上で、「西洋化」は重要なキーワードとなる。同時に、アメリカの歴史家ケネス・パイルが示唆しているように、欧米などの先進国の技術や制度に魅力を感じていた一方で、自国の文化にも誇りを持っていたため、後発社会の若者は絶えずアイデンティティの危機に直面していた。明治新世代のナショナリズムの情緒に燃えるため、明治政府にとって、「独立した近代日本」というアイデンティティを確立することも急務となった。このように、明治民法や明治民法に定められた夫婦同姓制度を考察する際には、近代国民国家の構築という理解も重要である。

本研究は、「なぜ明治民法は夫婦同姓を規定したのか」という問いに挑戦し、明治時代まで遡り、明治政府が 1870 年から 1898 年にかけて頒布した姓に関する行政命令、明治民法編纂事業下の法典調査会記録や国会審議の速記録という三つの一次史料を調査し、以下の結論に到達した:「夫婦同姓」という形式自体は明治前期の欧化主義による産物である。その後、明治政府は「夫婦同姓」という西洋からの輸入品を日本の家制度と結びつけ、「夫婦同姓」を新しい伝統として短期間で作り上げ、定着させることに成功した。夫婦同姓」という形式は対内的には、姓の名乗りは特権であるという封建規範を破り、国家の均質化に役立った。対外的には、西洋との不平等条約改正や中国文明の影響力の取り除きにも一役を買った。一言でまとめれば、「夫婦同姓」を「近代国民国家日本」というアイデンティティの構築の一手段とすることは、明治政府の真意であると結論づけたい。

(キーワード:夫婦同姓、脱中国化、国民国家の構築)